3　第三十六条第十二項の規定は、臨時検査の申請について準用する。	（新設）
4　前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。	（新設）
5・6　（略）	3・4　（略）
（限定自動車検査証等の提出）	（限定自動車検査証等の提出）
第三十七条の二の三　（略）	**第三十七条の二の二**　（略）
（自動車検査証の記入の申請等）	（自動車検査証の記入の申請等）
第三十八条　（略）	**第三十八条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、毀損し、その識別が困難となり、又は法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなり、又は車両番号の変更の申請があつたときは、車両番号を変更することができる。	5　運輸監理部長又は運輸支局長（法第七十四条の四の規定の適用があるときは、軽自動車検査協会）は、検査対象軽自動車について自動車検査証の記入の申請があつた場合において、車両番号標が滅失し、き損し、その識別が困難となり又は法第七十六条の規定に基づき国土交通省令で定める様式に適合しなくなつたときは、車両番号を変更することができる。
6～8　（略）	6～8　（略）
9　第三十六条第十二項の規定は、構造等変更検査の申請について準用する。	（新設）
10　第一項において準用する第三十六条第一項、第三項及び前項において準用する第三十六条第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。	（新設）
（予備検査）	（予備検査）
第四十二条　（略）	**第四十二条**　（略）
2　前項において準用する第三十六条第五項から第七項まで及び第十二項の規定により書面を提出しようとする者は、当該書面に虚偽の記載をしてはならない。	（新設）
3～5　（略）	2～4　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。